

議案第 5 1 号

指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のおり指定管理者の指定を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

指定管理者の指定について（令和5年12月15日議決）の表中

「

三次西健康づくりセンターデイサービス施設	広島県三次市十日市東三丁目14番1号 社会福祉法人三次市社会福祉協議会 会長 亀井 源吉	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
----------------------	--	-----------------------

」を

「

三次西健康づくりセンターデイサービス施設	広島県三次市十日市東三丁目14番1号 社会福祉法人三次市社会福祉協議会 会長 亀井 源吉	令和6年4月1日から令和7年9月30日まで
----------------------	--	-----------------------

」に

改める。